

奈良県告示第三百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十六年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
竹村 賢都	たいよう整骨院 橿原市一町五六〇	たいよう鍼灸整骨院 藤本賢都	たいよう整骨院 竹村賢都	平成二十六年八月一日
青木 将人	なごみ鍼灸整骨院 大和郡山市筒井町 九四三―一 グラ ンシヤリオ一〇六 号	なごみ整骨院	なごみ鍼灸整骨院	平成二十六年七月二十九日